

2022年度第3・4ブロック臨時会議議事録

本会議は予定通り開催し、その概要は以下の通りでした。

- 1 日時及び場所 2022年9月16日（金）15:00～
公民センター・1階 会議室
- 2 出席者 駒村代表理事 尾籠副代表理事 染谷事務局長 塚原事務局員
(株)樹楽製作所・森山、アイケミテクノ(株)・綱島、(株)暁鉄工所・齋藤
(株)小川製作所・三輪、(株)シラヤマ・栗原、日弘ビックス(株)・渡辺
マルエスメタル(株)・佐野、ウイング(株)・湯浅、エイシア工業(株)・中島
五関製作所(株)・阿部、アイケミテクノ(株)・菅井
- 3 議 題
以下2件について、染谷事務局長の説明の後、協議をし、すべて了承等される。

(1) 産業廃棄物中間処理施設（汚泥処理施設）の設置の件について

※1. これまでの協議会としての対応

- ・当協議会では、当該施設が前事業者から(株)新東京グループに譲渡されたとの情報をもとに、環境保全協定の継承及び事前協議等について、2019年6月18日付の文書にて周知とお願いをしています。
- ・提案された計画において、一日の車両台数や隣接用地の利用、その他いくつかの事項について確認を要するものがあるため、詳細を確認することとする。
- ・(株)新東京グループ（(株)新東京開発）は、既に当工業団地内において建設廃材等の中間処理施設を運営しており、搬入排出車両の交通マナーや道路の損傷等について、適宜注意をしている状況にある。

※2. 理事会での方針等

本年8月10日(水)に株式会社新東京ソイルゲートから産業廃棄物中間処理施設の設置について、以下の「産業廃棄物中間処理施設の設置計画（概要）」とおり協議があったので、8月に開催した当協議会定例理事会において、その概要を説明し取り扱いを協議したところ次のとおり対処することとなった。

（対応方針）

本件については、その事業内容が従前のものと同様であることから、前事業者（(株)関東ミキシングコンクリート）と締結した環境保全協定を原則継承するものとし具体的な内容などは、これまでの経緯を踏まえ、今後、環境整備・交通対策委員会において協議したうえで、9月の臨時理事会において処理するものとする。

また、周辺事業所とも再度調整し意見等をまとめたうえで理事会に諮り決定することとする。

※3. 環境整備・交通対策委員会での協議内容等

本件については、以前の事業者の計画と同様のものとなっていることから、特段の取り扱いではなく事前協議の再協議として対処する。

- ・そのうえで、当協議会が進出事業者と締結を進めている「白井工業団地環境保全基本協定」を新たに締結するとともに、以前の事業者と締結していた「環境保全協定」については、名称を「環境保全詳細協定」として継続して締結するものとする。
- ・「環境保全詳細協定」については、関係法令に委ねるべきところ、事業そのものを制

限・規制するような過度な要求をしているところ、本文章と表の両方に同様の記載があり重複しているところ、字句の修正などの必要な見直しをしたうえで、締結することとする。(別添新・旧比較表を参照)

- ・また、現在提出されている計画書において、確認を要するところ、修正が必要なところなどがあることから、訂正・差し替えを求めることとする。
 - * 隣接地の取り扱いの件(一体利用とするのか、雨水排水の処理は)
 - * 一日当たりの運搬車両台数(時間ごと、種別ごと)
 - * 車両待機場所の有無と利用方法
 - * 現状と配置計画の違いの修正(事務所棟、台貫、駐車スペース、車両洗浄場など)
- ・なお、同一のグループ企業が本件の近隣で既に建設廃材等の産業廃棄物中間処理施設を操業しているが、運搬車両の交通マナーに多少の懸念があることから、運搬車両の通行については、特に注意を払うこととする。
- ・この後、周辺事業者(第3・4ブロック)との調整(9/16)を経て、臨時理事会(9/22)で最終的な対応を決定することとする。

〔廃棄物処理施設設置計画(概要)〕

- ・所在：白井市名内318-5外(第3ブロック)
- ・事業者：株式会社新東京ソイルゲート(株)新東京グループ
- ・事業内容：産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理業(予定)、ほか
(建設汚泥の処理、がれき類・廃プラスチック・木くずの処理など)
- ・土地面積：2920.38㎡
- ・建築物等：管理事務所：1棟、処理施設：一式
(すべて既設施設を利用(新設なし))
- ・処理施設：

施設の種類	1日当たりの最大処理能力	取扱い廃棄物の種類	取扱い予定数量
磨砕洗浄施設	600㎡/日	汚泥(建設汚泥、側溝汚泥、浄水場汚泥等)	360㎡/日
脱水施設	150㎡/日	汚泥(建設汚泥、側溝汚泥、浄水場汚泥等)	80㎡/日
破砕施設-1	675t/日	がれき類	50t/日
破砕施設-2	32t/日	木くず	4t/日
	21t/日	廃プラスチック	8t/日
固化施設	680㎡/日	汚泥	300㎡/日
	100㎡/日	汚泥	50㎡/日

- ・稼働時間：7:00~22:00
搬入時間は、24時間とする。
- ・搬出入車両：4トン車50台、10トン車10台程度
- ・汚水・雨水等の処理：
 - ①処理施設からの放流はない。
 - ②雨水は、油水分離層を経由して放流する。
 - ③生活排水は、浄化槽を経由して放流する。
- ・稼働時期(予定)：2023年3月頃(県に協議書提出：2018年11月)

《方針案》

(1) 設置計画については、おおむね了解とする。ただし、不確定な個所(1日当たりの車両台数など)、訂正を要する箇所、新たに要請した事項(隣接地の雨水処理)などを明確にする。

(2) 新たに「白井工業団地環境保全基本協定（協定その1）」を締結するとともに、前事業者から継承した「環境保全協定」を修正したうえで「白井工業団地環境保全詳細協定（協定その2）」を締結するものとする。

(3) 当協議会に入会し、会員となって融和を図りながら白井工業団地の活性化や環境保全などに共に取り組んで行くこととする。

(4) その他の課題等が生じたときは、共に協力して解決するものとする。

*** 主な意見**

- ・私道部分での大型車の通行に交互相行の困難さや道路・側溝の破損等に危惧を感じる。
- ・近隣事業所としてよい関係での事業推進を心がけていただきたい。
- ・以前の状況を見たときには、粉じんと騒音が心配である。
- ・隣接の駐車場等の用地の雨水排水を適正にしていきたい。
- ・計画書の不備等の修正を確実にしていきたい。
- ・工業団地内の走行に当たって、スピードや落下物などに注意をしていただきたい。
- ・道路が狭いので路上待機、駐車は避けていただきたい。
- ・前事業者の時は、出入口に警備員を配置することになっていたが、今回も同様か。
⇒協定では、車両の出入りが多いときに適宜配置することとしている。
- ・今回の件についてだけ厳しくするのか。
⇒特定の業種や会社を敵視するものではなく、狭い私道や高台の行き止まりの場所などの現況や、前事業者との経緯などから環境保全協定を継続するものである。なお、環境保全協定は、その内容を見直し、法令以上のものは付加しないこと、当該事業者の事業計画を制限するものとはしないことなどに配慮した。
また、この事前協議は、当該事業者当協議会に入会していただき共にこの工業団地をより良くしていこうとするものである。

(2) 地域等における課題及び意見・要望について

意見等について、以下のとおりであった。

- ・路上駐車が日常的にあり、大型車がこれを回避するときに側溝に乗り上げざるを得ず、側溝を破損させてしまうことがあるので、注意をしてほしい。(山陽精機付近)
- ・水道組合前の道路の破損が激しいので改修をしてほしい。積み荷を落下させる事例がみられる。
- ・路上駐車が両側にあり危険な状況の時がある。(ウイングと朝日機材の間付近)
- ・路上駐車が定期的(朝の時間帯)にあり支障を来している。(松本 ES テック付近)

4 閉 会